

いつも予医ファミリー利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます）は株式会社ら・べるびい予防医学研究所（以下、「当社」といいます）が提供するいつも予医ファミリー（以下、「本サービス」といいます）の利用条件を定めるものです。本サービスを利用するお客様（以下「申込者」といいます）は、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

第1条（定義）

本サービスは、当社が本サービス用に作成した検査などを申込者が毎月1つ実施または提供を受けることができるサービスです。また本サービスの継続期間中は、申込者は当社が実施したセミナー動画などをいつでも視聴することができます。本サービスを実施するにあたり、申込者は当社の運営するWEBサービス「予医手帳」（以下、「予医手帳」といいます）の会員登録が必要です。

第2条（家族登録者について）

申込者は、申込者の予医手帳アカウントに家族登録者を5名（犬・猫を含む）まで指定することができます。家族登録者は、本サービスで提供する検査を受検することができます。6名以上登録を行いたい場合は、1名追加につき別途料金が加算されます。

第3条（利用方法）

本サービスの利用方法を次の各号に定めます。

- 1 申込者は、本サービスで提供するサービスを毎月選択し、毎月1つ実施または提供を受けることができます。
- 2 選択したサービスが検査の場合は、申込者または、家族登録者のいずれかを受検者として指定することができます。
- 3 当社は、申込者がその月の本サービスを選択した5営業日以内に商品を発送します。
- 4 本サービスにおける検査類の質問票入力や、検査結果の表示、及びセミナー動画の視聴は、申込者の予医手帳アカウントから行います。
- 5 申込者は、当該月のサービスの選択について当該月中に行わなければなりません。
- 6 本サービスで提供するサービスの送付先は申込者が登録した所在地にのみ送付します。

第4条（検査類の有効期限）

本サービスにおける検査類の有効期限は翌月末日までとします（検体送付時の返信用封筒の消印有効）。

有効期限を過ぎた場合は質問票の入力が行えず、検査類の実施ができません。

第5条（登録送付先の変更）

申込者は転居などにより本サービスの送付先に変更がある場合は、その旨を電子メールなどの記録の残る方法で当社に連絡するものとします。

第6条（料金）

申込者は、当社に本サービスの料金を毎月支払うものとします。支払い方法は当社の指定するクレジットカードによる自動課金払いとします。初回の課金については申込日の翌日に課金され、翌月からは毎月1日に自動継続課金されるものとします。

第7条（解約）

本サービスの最低利用期間は3ヶ月間です。

申込者は本サービスの申し込み日から4ヶ月経過した後は、いつでも本サービスを解約することができます。

申込者が解約を希望する場合は、当社への電話（03-5614-2711）により解約申請を行うことができます。解約申請をした場合、翌月から継続課金を停止し解約となります。

解約申請がない限り、支払いは継続するものとします。

申込者は本サービスの申し込み日から3ヶ月以内に解約を希望する場合は、解約金（11,000円）を支払うことにより解約することができます。

解約した翌月末に申込者の予医手帳アカウントに設定された本サービスのページは削除され、本サービスに基づく情報の閲覧はできません。

第8条（禁止事項）

申込者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはならないものとします。

- (1)法令または公序良俗に違反する行為
- (2)犯罪行為に関連する行為
- (3)本サービスに含まれる著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為
- (4)当社のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為

- (5)本サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為
- (6)本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (7)不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
- (8)他の申込者に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- (9)他の申込者に成りすます行為
- (10)本サービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (11)その他、当社が不適切と判断する行為

第 9 条 (利用解除)

申込者が次の各号に一つでも該当する場合、当社は何ら催告なく本サービスを解除出来るものとします。

- (1) 本規約の各条項のいずれかに違反した場合
- (2) 第三者から苦情を申し立てられた場合、改善の可能性がないと判断した場合
- (3) 本規約違反の疑いにつき当社から説明を求められたにもかかわらず、申込者が合理的な期間に合理的な説明を行うことができない場合
- (4) 破産、民事再生手続開始、特別清算手続開始、会社更生手続開始の申し立てを受け、又は自ら申し立てた場合、若しくは事実上倒産した場合、又は本サービスの続行が困難と当社が判断した場合
- (5) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れのある団体に属している場合、又は、これらの者と取引があることが判明した場合
- (6) その他、本サービスを継続しがたい事由が発生したと当社が判断した場合

第 10 条 (本規約の範囲・改訂)

当社は、申込者への了解を得ることなく本規約を変更できるものとします。変更後の本規約は本サイト上に表示・告知した時点より効力を生じるものとします。

第 11 条 (合意管轄)

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

2024 年 3 月 1 日 開始